

「資格該当性の基準」の確認に欠かせないロングセラー図書  
さらなる内容充実を追求した、大幅リニューアル版誕生！

# 外国人の入国・在留資格案内

入管関係法大全別冊

## 実務のポイントと立証資料

出入国管理法令研究会 編著

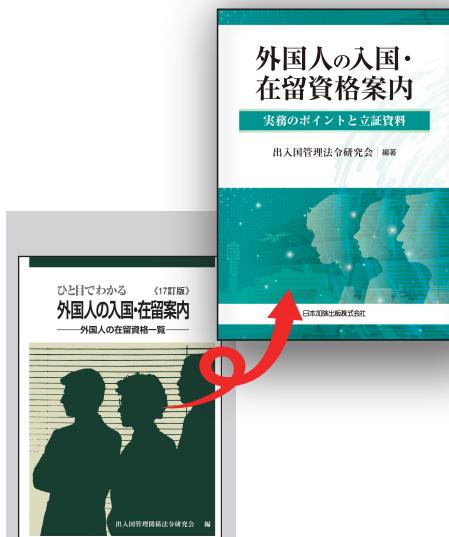
### 出入国管理 法令研究会とは

多賀谷一照（会長、千葉大学名誉教授、元出入国管理政策懇談会委員（座長代理）、  
高宅茂（副会長、元法務省入管局長・元日本大学教授）、  
福山宏（元東京入管局長）、野口貴公美（一橋大学副学長）ら、  
有識者による研究会

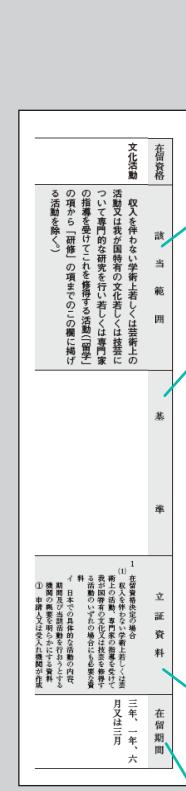
2023年10月刊 A5判 740頁 定価8,250円（本体7,500円）

978-4-8178-4912-0 商品番号：40959 略号：外在

2023年8月31日現在の最新内容を網羅！



ひと目でわかる  
外国人の入国・  
在留案内  
外国人の在留資格一覧



### 文化活動

#### 1 概要

(1) 本邦において行うことができる活動

収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは芸術について専門的な研究を行い若しくはこれを修得する活動（在留資格「留学」又は「研修」に除く。）

#### 2 在留資格該当性

(1) 「収入を伴わない」

##### ポイント

この場合の「収入」は、「文化活動」の在留資格に該当する学術上又は芸術上の活動を行うことに伴って、当該活動を行った者が受け取る金銭などの

#### 3 基準（上陸許可基準）

なし。

(1) 活動の内容及び期間並びに当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料（入管法別表1の3、規則別表3第1号イ）

・申請人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明ら

#### 4 立証資料

(1) 収入を伴わない学術上又は芸術上の活動の場合

ア 新たに「文化活動」の在留資格を取得しようとする

在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格

ア 新たに「文化活動」の在留資格を取得しようとする者

在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格

規則別表3第2号によれば、(1)ア)に記載され

る活動を除く

次のいずれかで、学術上又は芸術上の業績を坦々かつ明瞭に示す

・明瞭にする資料（パンフレット等）

・関係団体からの推薦

・過去の活動に関する

・入賞、入選等の実績

・過去の論文、作品等

・上記に準ずる文書

・明瞭にする資料（パンフレット等）

・専門家の指導を受ける場合（1-(1)(2)）（入管法別表1の3）

ア 新たに「文化活動」の在留資格を取得しようとする者

在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格

規則別表3第2号によれば、(1)ア)に記載され

る活動を除く

専門家の経験及び業績を明瞭にする資料（パンフレット等）

具体的には、以下のとおりである。

・免許等の写し 1通

・過去の論文、作品集等 適宜

・履歴書 1通

#### 5 在留期間（規則別表2）

3年、1年、6か月又は3か月

より細かく  
丁寧に  
解説！

#### 6 その他の注意事項

前書ではフォローできていなかった  
条件付きの資料等も掲載！

##### 手数料

在留資格認定証明書交付及び在留資格取得許可の場合は発生しない。

在留資格変更許可及び在留期間更新の場合は4,000円（入管法67条1号及び2

号並びに施行令9条1号及び2号）

※本書発刊後の改正入管法の施行に際し、省令・告示等を反映した  
第2版を2024年12月頃までに発刊予定です。

改正入管法完全対応版をご希望の方は第2版をお待ちください。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業部

TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-2061

営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

ツイッターID: @nihonkajo

www.kajo.co.jp



日本加除出版HP